



急に秋めいてきました。昨日までの最低気温が最高気温になったり、体が追いつかない今日ごろです。衣替えも追いついておらず、今週末こそ完了させたいと思っています。10/31(月)はハロウィンです。子供たちが街に繰り出し「トリック・オア・トリート」と言ってお菓子をねだりするそうです。大人は「ハッピー・ハロウィン」と答えてお菓子をあげるようにしましょう。



1. 労働時間

●自動車運転者、労働時間の改善基準見直し!

～令和6年4月1日から～

→R6.4からの時間外労働の**上限規制適用**に向けて、労働時間を削減すべく、自動車運転者(トラック、ハイヤー・タクシー、バス)の改善基準の見直しが行われました。その中でも、今日はトラック運転者の見直しについて見てみましょう。

<トラック運転者の変更点>*おもなもの

・1ヶ月の拘束時間

(原則)

293時間以下 → **284時間以下かつ年3,300時間以下**

(例外)*労使協定による

年6ヶ月までは、年3,516時間以下で月320時間まで延長可 → 年6ヶ月までは、**年3,400時間以下**で月310時間まで延長可(*他、要件あり)

・1日の拘束時間

最大拘束時間は16時間 → 最大拘束時間は**15時間**(※例外あり)

・1日の休息時間

継続8時間以上 → 継続**11時間以上**与えるよう努める(下限9時間)(※例外あり)

→運行管理者、事務職等は、**通常**の上限が適用になります。

2. 賃金

●デジタルマネーによる給与の支払い、解禁へ!

～スマートフォンアプリ等～

→労働基準法では、給与は**現金払い**が原則となっています。例外として、銀行口座への振込み等現金以外の方法で支払う場合は**従業員の同意**が必要とされています。

→この例外の中に、**デジタルマネー**での支払いも追加されることになりました。厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)のうち、**従業員が指定する口座**への支払いが可能になります。

【指定資金移動業者の要件】*おもなもの

- ①賃金支払に係る口座残高の上限額を**100万以下**に設定。または超えた場合でも速やかに100万以下にするための措置を講じている
- ②破綻等により口座残高の受取が困難となったときに、口座残高の**全額を速やかに弁済**できる仕組みあり
- ③従業員の責めに帰すことができない理由による損失が生じた際、**補償**するしくみあり
- ④最後の口座残高が変動した日から、少なくとも**10年**は口座を利用できるための措置を講じている
- ⑤口座への資金移動が**1円単位**でできる
- ⑥**1円単位で受取**ができ、少なくとも毎月1回は**ATMの手数料等の負担なく**給与受取ができる

→R5.4.1から開始予定です。

今月のピックアップ



●保険証、通称・旧姓併記の記載が可能に!～協会けんぽでも開始～

性同一性障害を有する方等の**通称名**の記載や、**旧姓**の併記が可能になりました。必要書類を郵送し、新しい保険証が出来上がったら古い保険証を返却する流れになります。

●社会保険の適用拡大、10月からスタート～士業も追加!～

101人(厚生年金の被保険者数)以上の企業で、パート等短時間の方の**加入基準が下り**ます。また、**弁護士、税理士等の士業事務所**も、新たに適用事業所に追加されました。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

